様式１

通告順位：第　11

一般質問通告書

あま市議会議長　様

令和　8　年　11月　18　日
午前・午後　9　時　23　分　受領

議会名	令和　８年　１２月　あま市議会定例会
発言者	議席番号　3　番　　氏名　　近藤みどり
答弁を求める者	担当部課長
質問方法（いずれかを選択してください）	（一問一答）　・　一括質問一括答弁

大項目（質問項目） 中項目（質問細目）	小項目（具体的な質問内容）
１．医療的ケア児支援法の改正に伴う対応について	
（１）改正医療的ケア児支援法について	①現行の医療的ケア児支援法と改正医療的ケア児支援法は何がどう変わるのか、具体的な改正内容は。
（２）実態把握について	①６月定例会一般質問以降、需要調査等は行ったか。 ②これまでの本市の取組や現状は。 ③１８歳以上の医療的ケア者及び重症心身障害者の実態、人数や生活環境、介護者の高齢化等をどのように把握しているか。 ④施行前に当事者アンケートやニーズ調査を実施する考えは。
（３）改正法施行を見据えた体制について	①１８歳以降における切れ目のない医療や就労支援、日中活動の場、住居の確保などを一体的に推進し、「１８歳の壁」を解消する体制を整えるべきと考えますが、今後の見解を伺います。 ②医療的ケア児・者を支えるご家族の生活実態やケアの状況を把握し、レスパイト事業の推進、夜間ケアを支える訪問看護・介護体制の整備、きょうだい支援など、「ケアラー支援」の視点から施策を強化すべきと考えますが、見解を伺います。

記載欄が不足する場合は、裏面を御利用ください。

（留意事項）

○通告は、小項目まで質問内容を詳細かつ具体的に記入してください。

○一般質問通告の受付は、11月10日（火）から11月18日（水）午前１０時までです。

○ファックス、電子メールにより送付した場合は、議会事務局まで電話連絡してください。

大項目（質問項目） 中項目（質問細目）	小項目（具体的な質問内容）
	③支援の実施主体である市が取り組むべきことはどんなことであるとお考えでしょうか。 ④住む地域による格差の解消を図るべきと考えますが市の見解を伺います。